

国土利用計画（全国計画）に係る計画部会報告の概要

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

国土利用をめぐる基本的条件の変化

- ・ 人口減少と高齢化の進行、土地利用効率低下の懸念の一方、東アジアの急速な経済成長も見通される中、全体としては土地利用転換が鈍化しているものの、地区によっては新たな集積の見込み。土地需要の調整等の観点から国土の有効利用が引き続き必要。
- ・ 大規模地震・津波の発生の懸念、地球温暖化の進行、生態系の危機、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まり、良好なまちなみや自然とのふれあいに対する国民志向の高まり等の中で、国土利用のさらなる質的向上が必要。
- ・ 大規模集客施設の郊外立地と中心市街地の活力低下の連動、森づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用相互の関連性の深まりや多様な主体の関与の増大する中、土地利用諸制度の地方分権の進展等とも相まって、国土利用についての地域の創意工夫の重要性が高まっている。

持続可能な国土管理

- ・ 土地利用転換圧力の低下は国土利用の質的向上の機会。国土の有効利用、適切な維持管理、国土利用区分ごとの土地需要の量的調整、国土利用の質的向上、これらを含めた国土利用の総合的なマネジメントにより、より良い状態で国土を次世代に引き継ぐ持続可能な国土管理を行う。
- ・ 土地需要の量的調整に関しては、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、低未利用地の有効利用の促進等により、その合理化及び効率化を図る。農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要。
- ・ 国土利用の質的向上に関しては、被災時の被害の最小化を図る減災の考え方や気候変動の影響への適応も踏まえた安全で安心できる国土利用、人間活動と自然が調和した物質循環の維持や自然の保全・再生・創出など、循環と共生を重視した国土利用、人の営みと自然の営みが調和した地域の空間の質を総合的に高めていく美（うるわ）しくゆとりある国土利用の観点が基本。
- ・ 地域の国土利用の考え方に関する合意形成、慎重な土地利用転換、有効利用、維持管理、再利用といったプロセス管理の視点等を踏まえ、地域の実情に即して国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むこと、すなわち国土利用の総合的なマネジメントによる地域の主体的な取組を促進。

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

- ・ 都市、農山漁村、自然維持地域の国土利用の基本方向を記述。各地域類型を別個にとらえるだけでなく、それぞれの機能分担などを双方向的に考慮。
- ・ 都市（概ね人口集中地区）：省 CO₂ 型都市構造や集約型都市構造を視野に入れ、安全でゆとりある都市環境の形成、中心市街地等における都市機能の集積、複数拠点都市や農山漁村の機能分担や交流・連携による効率的な土地利用等を促進。既存低未利用地の再利用の優先と自然的土地利用からの転換の抑制等を基本。また、災害に強い都市形成に向けた国土利用の誘導、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的配置等。
- ・ 農山漁村：国民共有の財産との認識の下、優良農地及び森林の確保、多様な主体の参画による国土資源の適切な管理、都市との機能分担や交流・連携による効率的な土地利用、条件不利地域における生産条件の不利の補正、農地と宅地の混在地域での計画的かつ適切な土地利用等。
- ・ 自然維持地域：国土のエコロジカル・ネットワーク形成上中核的役割を果たす野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保、自然環境が劣化している場合は再生、都市や農山漁村との適切な関係の構築等。

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

- ・ 農用地：効率的な利用と生産性の向上 / 必要な農用地の確保・整備 / 農業の有する多面的機能の高度発揮 / 環境への負荷の低減
- ・ 森林、原野：温室効果ガス吸収源対策の着実な実施 / 多様で健全な森林の整備と保全 / 貴重な自然環境を形成している原野の保全
- ・ 水面・河川・水路、道路：必要な用地の確保 / 施設の適切な維持・管理
- ・ 住宅地：住宅ストックの質の向上 / 良好な居住環境が形成されるよう必要な用地を確保 / 災害に関する地域特性を踏まえた適切な国土利用
- ・ 工業用地：工業生産に必要な用地の確保 / 工場跡地の有効利用
- ・ その他の宅地：良好な環境の形成に配慮しつつ必要な用地の確保 / 郊外の大規模集客施設の適正立地
- ・ 低未利用地：都市内低未利用地の再利用 / 耕作放棄地の有効利用

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ・ 計画の目標年次は平成 29 年、基準年次は平成 16 年。人口と一般世帯数は、平成 29 年において、それぞれおよそ 1 億 2,400 万人、およそ 5,000 万世帯と想定。
- ・ 国土の利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標は、農地については平成 16 年の 471 万 ha に対して 450 万 ha、採草放牧地については平成 16 年と同規模の 8 万 ha。
- ・ 森林については平成 16 年と同規模の 2,510 万 ha、原野については平成 16 年の 28 万 ha に対して 27 万 ha。
- ・ 水面・河川・水路については平成 16 年の 133 万 ha に対して 135 万 ha、道路については平成 16 年の 132 万 ha に対して 139 万 ha。
- ・ 住宅地については平成 16 年の 111 万 ha に対して 114 万 ha、工業用地については平成 16 年の 16 万 ha に対して 17 万 ha、その他宅地については平成 16 年の 57 万 ha に対して 61 万 ha。
- ・ 市街地については平成 16 年と同規模の 126 万 ha。

(2) 地域別の概要

- ・ 平成 29 年における三大都市圏の人口はおよそ 6,400 万人程度、地方圏の人口はおよそ 6,000 万人程度を前提。
- ・ 農用地については三大都市圏で 58 万 ha、地方圏で 400 万 ha 程度。
- ・ 森林については三大都市圏で 317 万 ha、地方圏で 2,193 万 ha 程度。原野については地方圏で 27 万 ha 程度。
- ・ 水面・河川・水路については三大都市圏で 20 万 ha、地方圏で 115 万 ha 程度。道路については三大都市圏で 29 万 ha、地方圏で 110 万 ha 程度。
- ・ 住宅地については三大都市圏で 39 万 ha、地方圏で 75 万 ha 程度。工業用地については三大都市圏で 6 万 ha、地方圏で 11 万 ha 程度。その他の宅地については三大都市圏で 19 万 ha、地方圏で 43 万 ha 程度。
- ・ 市街地の面積については三大都市圏で 65 万 ha、地方圏で 61 万 ha 程度。

3. 措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

- ・ 土地についての公共の福祉の優先 / 諸条件に応じた適正な土地利用

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

- ・ 計画的な土地利用調整 / 住民参加の手法や即地的な情報の活用といった地域の取組事例に係る情報の共有や調査研究等の促進 等

(3) 地域整備施策の推進

- ・ 交流・連携の促進等を通じ、地域の特性に応じた地域整備施策の推進

(4) 国土の保全と安全性の確保

- ・ 災害に配慮した国土利用への誘導 / 森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上 / 諸機能の分散配置、オープンスペースの確保 等

(5) 環境の保全と美しい国土の形成

- ・ 地球温暖化対策の加速 / 緑地・水面等の効率的な配置 / 環境負荷の小さな都市構造 / エコロジカル・ネットワークの形成 / 総合的な土砂管理の取組 / 景観形成 / 環境影響評価や適切な環境配慮 等

(6) 土地利用の転換の適正化

- ・ 土地利用転換の適正な実施 / 低未利用地の有効活用を通じた自然的土地利用の転換抑制 等

(7) 土地利用の有効利用の促進

- ・ 農用地の利用集積 / 森林の多面的機能の高度発揮 / 需要に応じた適正規模の宅地供給 / 街なか居住 / ニュータウン再生 / 低未利用地の優先的な再利用 等

(8) 国土の国民的経営の推進

- ・ 所有者、地域住民、企業等の多様な主体が様々な方法で国土管理に参画

(9) 国土に関する調査の推進及び成果の普及促進

- ・ 国土に関する基礎的調査の推進 / 境界や所有者不明の土地の発生防止 等

(10) 指標の活用

- ・ 各種指標の活用 / 概ね5年後の計画の総合的点検の実施